⑺　入札方法　総合評価落札方式で行うので、入札金額を記載した入札書及び提案に係る性能、機能、技術等を記載した書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑻　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記３⑴に示す場所に平成27年１月９日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札及び入開札手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　総務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ及びＣ等級に登録され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

３　入札書等の提出場所

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8926 東京都千代田区霞が関２―１―２　総務省大臣官房会計課契約第一係　西田　智一　電話03―5253―5132　ＦＡＸ03―5253―5137

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。

⑶　入札書の受領期限　平成27年１月９日午後５時まで。

４　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている下見積書等を平成26年12月19日午前10時から平成27年１月９日午後５時までに「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、上記３⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。提出された下見積書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した下見積書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Contracting entity : Tsutomu Umeda, Planning Director of the Accounts Division Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC).

⑵　Classification of the services to be procured : 17

⑶　Nature and quantity of the services to be leased : Five cars leasing contract.

⑷　Lease period : From 1 April 2015, through 31 March 2020.

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.

⑹　Language and currency which tender shall use in tendering procedures : Japanese and Japanese currency.

⑺　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause : ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting : ③Have Grade A, B or C "Offer of services etc" in the Kanto・Koushin'etsu district in terms of the qualification for participating in tender by MIC (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

⑻　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 17 : 00　9 January 2015. (tenders brought with 17 : 00　9 January 2015 or submitted by mail : 17 : 00 9 January 2015)

⑼　Contact point for the notice : Tomokazu Nishida, Accounts Division, Minister's Secretariat, MIC, 1―2 Kasumigaseki 2-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 11 月 19 日
支出負担行為担当官
総務省統計局長　井波　哲尚
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量
総務省第二庁舎で使用する電力の購入　予定使用電力量　3,895,252kWh

⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり

⑷　使用期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

⑸　需要場所　総務省第二庁舎

⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、入札時においては、燃料調整費等は考慮しないものとする。（詳細は入札説明書による。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲信越地域の「物品の製造」若しくは「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

⑹　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

３　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を入札説明書に記載された期限までに、４⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。